

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟との協議等議事録（要旨）

危機管理室危機管理課

- 1 日 時 令和8年8月12日（水）午後3時00分～午後4時10分
- 2 場 所 大阪市役所地下1階 第1 共通会議室
- 3 団 体 名 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟
- 4 協議等の趣旨 「令和9年度 大阪市危機管理室への要望事項について」についての協議
- 5 出 席 者  
（団体側）  
7人  
（本 市）  
危機管理室 2人 福祉局 2人

6 議 事

（1）防災関係機関勉強会について（項目番号1）

団体要望概要

- ・市老連・福祉局・危機管理室の三者により「防災関係者勉強会」を継続し、新たに「障がい・児童関係者」のオブザーバー参加を定例化して頂きたい。この場を活用して、災害発生時における行政の指揮系統と福祉施設の具体的役割を整理した「対応チャート」などを作成し、共有認識を持ちたい。
- ・障がい者施策の担当者も勉強会に出席されたい。

本市説明概要

- ・災害の発生に備えて、今後も引き続き、大阪市老人福祉施設連盟、福祉局、危機管理室の三者が意見交換・情報共有できる勉強会等を通じて、様々な課題の解決に向けて取り組んでいく。また、障がい児・者、子ども、妊産婦などの要配慮者の命を守るためにも、関係局が連携し、それぞれの役割を果たせるよう引き続き取り組みを進めていく。
- ・これまでも勉強会のテーマに応じて関係課の担当者が出席しており、今後も柔軟に対応していきたい。（福祉局）

（2）福祉避難所・緊急入所施設について（項目番号2）

団体要望概要

- ・令和7年度に回答で示された「福祉避難所・緊急入所施設に関する概念整理」に基づき、

施設種別や規模に応じた具体的な「運営マニュアル」の改訂版もしくは「運営ガイドライン」を速やかに提示していただきたい。特に、物資の供給ルートや人的支援の要請手順を具体化し、各区役所の防災担当が施設と実態に即した協定を再締結できるよう、市が主導して頂きたい。

- ・併せて全 24 区で福祉避難所等開設訓練を区役所と施設で実施していくよう取り組んで頂きたい。

#### 本市説明概要

- ・危機管理室においては、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」や福祉避難所として施設の使用に関する標準の協定書を策定しているが、関係局と意見交換のうえ更新に努めていく。また、協定書の内容については、各区での実態に応じたものに見直したうえで、必要に応じて再締結を行うよう取り組んでいく。
- ・協定を締結した福祉避難所等との開設訓練の実施や、自主防災組織など地域の防災訓練との連携に努めていく。しかしながら、協定締結後に、区と施設が連携した開設訓練等ができていないところもあることから、今後とも、災害時における円滑な福祉避難所等の運営をおこなっていただけるよう、区と施設が連携した訓練等の実施に向けて取り組んでいく。

### (3) 大阪市要配慮者防災対応について（項目番号 3）

#### 団体要望概要

- ・個別避難計画については、計画対象者が利用している施設や担当している居宅のケアマネジャーが必要に応じて「避難先」や「役割分担」を確認できる情報共有の仕組みを検討して頂きたい。
- ・発災時には、特に要配慮者（単身）の避難状況の確認が重要になるが、訪問介護事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター、区役所の順に情報を集約することが効率的である。（回答不要）

#### 本市説明概要

- ・現在、本市では、介護事業者等の方々に対して個別避難計画の作成にご協力いただくようお願いをしているところである。また、作成した個別避難計画について、本市では災害対策基本法の規定に基づき区役所と地域（自主防災組織など）の避難支援等関係者にて保管することとしている。

### (4) 連携強化も含めた非常災害時研修および訓練実施について（項目番号 4）

#### 団体要望概要

- ・各区で実施されている防災訓練のうち、各施設や地域包括支援センターが参加する「合同訓練」の好事例を収集し、全 24 区で実施可能な「標準訓練パッケージ」として提示して頂きたい。また、BCP（業務継続計画）の実行性を検証するための訓練方法について、専門家や行政による技術的アドバイスの機会を提供して頂きたい。BCP も含めた区レベルの災害時対応研修や訓練をできるところから実施してほしい。

- ・各区で実施されている防災訓練のうち、各施設や地域包括支援センターが参加する「合同訓練」の好事例を収集し、全 24 区で実施可能な「標準訓練パッケージ」として提示して頂きたい。また、BCP（業務継続計画）の実行性を検証するための訓練方法について、専門家や行政による技術的アドバイスの機会を提供して頂きたい。

#### 本市説明概要

- ・危機管理室では、防災担当者連絡会や庁内ポータルサイトにおいて、地域の訓練実績など各区の防災に関する取組や課題、好事例等を情報共有する場を設けるなどの取組を行い、更なる区役所の機能強化を図ることで、各区における防災・減災対策を充実・徹底していく。
- ・運営指導においては、基準省令に基づき、業務継続計画（BCP）が策定されているか、また、策定した計画に従業者に周知し、研修や訓練（シミュレーション）を実施しているかを確認した上で、業務継続計画の内容が現状に即しているかの見直しを行うよう助言・指導を行っているが、事業者指導担当が技術的アドバイスを行うことは難しいため、大阪府が実施する「BCP 実践講座研修」「アドバイザーによる個別相談会」をご活用いただけるよう引き続き周知していく。また、訓練の好事例については、集団指導等の機会を通じて情報提供を行うよう努めていく。